

見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成することができないため。		
工事番号	西北五環第 1 号	発注担当課	西部クリーンセンター
工事名	西部クリーンセンターごみ処理施設補修工事		
工事場所	つがる市稲垣町繁田白簾 地内		
工事期限	令和 3年 2月26日	工事の種類	清掃施設
工事概要	(1) 2号投入ホッパー補修 (2) 中央操作室記録計更新 (3) スチールドア交換 (4) 2号攪拌送風機整備 (5) 1号攪拌送風機整備 (6) 2号灰コンベヤガイドレール補修 (7) ごみ投入ホッパレベル計 (8) トラックスケール料金表示器設置 (9) トラックスケール計量票発行用プリンター		
予定価格(税抜き)※	18,526,000円	最低制限価格の設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ 有
見積依頼業者 (契約の相手方)	見積書記載金額 (円)	摘 要※	
荏原環境プラント(株)営業本部	17,000,000	決定	
備考			
見積額(契約額)は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。			